

高齢者の医療の確保に関する法律（後期高齢者一部負担金 抜粋）

（一部負担金）

第67条 [第64条](#)第3項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき[第70条](#)第2項又は[第71条](#)第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

1. 次号に掲げる場合以外の場合 100分の10
2. 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合 100分の30

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

（平成十九年十月十九日政令第三百十八号）

最終改正：平成二五年四月一二日政令第一二二号

（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）

第七条 [法第六十七条第一項第二号](#)の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得について行うものとし、その額は、第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の者で同年の合計所得金額（[地方税法](#)（昭和二十五年法律第二百二十六号）[第二百九十二条第一項第十三号](#)に規定する合計所得金額をいう。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額）とする。

- 一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の[地方税法](#)の規定による市町村民税（[同法](#)の規定による特別区民税を含む。第十五条第一項第四号及び第十六条の三第一項第四号において同じ。）に係る[同法第三百十四条の二第一項](#)に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（[同法](#)附則[第三十三条の二第五項](#)に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、[同法](#)附則[第三十三条の三第五項](#)に規定する土地等に係る事業所得等の金額、[同法](#)附則[第三十四条第四項](#)に規定する長期譲渡所得の金額（[租税特別措置法](#)（昭和三十二年法律第二十六号）[第三十三条の四第一項](#)若しくは[第二項](#)、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、

第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により [同法第三十一条第一項](#) に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、[地方税法](#) 附則 [第三十五条第五項](#) に規定する短期譲渡所得の金額 ([租税特別措置法第三十三条の四第一項](#) 若しくは [第二項](#)、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により [同法第三十二条第一項](#) に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、[地方税法](#) 附則 [第三十五条の二第六項](#) に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額 ([同法](#) 附則 [第三十五条の二の六第十一項](#) 若しくは [第十五項](#) 又は [第三十五条の三第十一項](#) の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、[同法](#) 附則 [第三十五条の四第四項](#) に規定する先物取引に係る雑所得等の金額 ([同法](#) 附則 [第三十五条の四の二第七項](#) の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、[租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律](#) (昭和四十四年法律第四十六号。第十八条第四項第一号において「租税条約等実施特例法」という。) [第三条の二の二第十項](#) に規定する条約適用利子等の額及び [同条第十二項](#) に規定する条約適用配当等の額をいう。第十五条第一項第四号、第十六条の三第一項第四号並びに第十八条第一項第二号及び第三号において同じ。) の合計額から [地方税法第三百十四条の二第一項](#) 各号及び [第二項](#) の規定による控除をした後の金額

二 当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において年齢十六歳未満の控除対象者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同日現在において年齢十六歳以上十九歳未満の控除対象者の数に十二万円を乗じて得た額の合計額

2 [法第六十七条第一項第二号](#) に規定する政令で定める額は、百四十五万円とする。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円 (当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、三百八十三万円) に満たない者

二 当該療養の給付を受ける者 (その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて七十歳以上七十五歳未満の [法第七条第三項](#) に規定する加入者 (以下この号において「加入者」という。) がいるものに限る。) 及びその属する世帯の加入者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者